２０２３年４月１日から危険有害作業を行う事業者に義務付けられる一定の保護措置について

大津労働基準監督署　安全衛生課

労働安全衛生法の目的

労働安全衛生法第１条の概要

・労働災害防止のための危害防止基準の確立
・責任体制の明確化、自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的、計画的な対策の推進

職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成の促進

しかし、危険有害業務を行う現場で、リスクにさらされるのは労働者だけではありません。

法令改正の趣旨

このたびの法令改正は労働安全衛生法第22条に規定する健康障害を防止するために１１の省令を改正し、当該健康障害に係る作業に従事する事業者に対する義務が以下のとおり改正されます。

①当該業務や作業の一部を請負人に請け負わせるときは、**当該請負人に対し、労働者と同等の**保護措置を講じる義務を課す。

②当該業務又は作業を行う場所において、他の作業に従事する一人親方等の**労働者以外の者に対しても労働者と同等の**保護措置を講じる義務を課す。

労働者への健康障害を防止する法令

労働安全衛生法第２２条

事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害

三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害

四 排気、排液又は残さい物による健康障害

今回の改正の対象となる１１省令について

・労働安全衛生規則　・有機溶剤中毒予防規則　・四アルキル鉛中毒予防規則　・特定化学物質障害予防規則　・高圧作業安全衛生規則　・電離放射線障害防止規則　・酸素欠乏症等防止規則　・粉じん障害防止規則　・石綿障害予防規則　・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

作業を請け負わせる請負人等に対する措置の義務化

要点

・請負人だけが作業を行う時も、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）などの配慮を行うこと

・特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること

・労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

設備の配慮について

設備の稼働への配慮

- 特定の危険有害業務については、労働者の安全衛生確保のために局所排気装置、プッシュプル換気装置などの設備を設け稼働させる義務がありますが、請負人のみが作業を行うときは、当該設備を一定の条件のもとに稼働させることについての配慮する必要があります

例：有機溶剤中毒予防規則第18条関係

・局所排気装置を設けた場合、有機溶剤作業の一部を関係請負人に請け負わせた場合はその作業を行っている間法令に基づいてフードの形式に応じた制御風速で稼働させることについての配慮しなければならない

・プッシュプル換気装置を設けた場合、有機溶剤作業の一部を関係請負人に請け負わせた場合はその作業を行っている間は法令に定める制御風速で稼働させることについての配慮しなければならない。

設備の配慮について

設備の使用等に関する配慮

- 特定の危険有害業務については、労働者の安全衛生のために、保護具の保管設備、汚染を洗浄するための設備、当該業務を遠隔操作するための隔離室などの設置、使用義務がありますが、当該作業を請け負う関係請負人に使用させるための配慮する必要があります。

例：特定化学物質障害予防規則第4条関係

・特定第二類物質の取り扱い作業の一部を関係請負人に請け負わせた場合は、当該関係請負人に対し遠隔操作による必要性の周知と遠隔室を使用させるなどの配慮をしなければならない。

例：石綿障害予防規則第4条関係

・労働者以外の者が呼吸用保護具、保護衣を使用したときは、該当者に対し他の衣服等から隔離して保管を要する旨の周知、隔離して保管する場所の提供等の配慮をしなければならない。

設備の配慮について

設備の整備等に係る措置に関する配慮

- 特定の危険有害業務を行う場合については、当該業務又は作業に係る設備や原材料ついて労働者の安全衛生のために一定の措置を講じる必要がありますが、当該作業を請け負う関係請負人についても必要な措置を講ずることなどについての配慮する必要があります。

例：有機溶剤中毒予防規則第26条関係

・タンク内作業における有機溶剤業務の一部を関係請負人に請け負わせた場合、作業開始前にタンクのマンホールなど有機溶剤が流入する恐れのない開口部をすべて解放するように配慮すること。

例：粉じん障害防止規則第16条関係

・粉じん作業の一部を関係請負人に請け負わせるときは、粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備により、粉じんの発生源の湿潤な状態にたもつ等の配慮をしなければならない。

設備の配慮について

設備の設置等に関する義務および配慮義務

- 潜水業務又は高圧室内業務を行うときは、特定の設備を設け、当該設備に関して必要な措置を講じる義務がありますが、関係請負人に当該業務の一部を請け負わせるときは、当該請負人に対して必要な措置を講ずるなどについての配慮や措置の対象としなければならないものがあります

例：高気圧作業安全衛生規則第8条

・潜水業務の一部を請け負わせた場合における潜水業務従事者に空気圧縮機による送気をするときは、当該空気圧縮機による送気を受ける潜水業務従事者ごとに送気を調節するための空気層おおよび事故の場合に必要な空気をたくわえてある空気層を設けなければならない。

作業実施上の健康障害防止に係る規定

作業方法に関する周知義務

・特定の危険有害業務又は作業を行うときは一定の作業方法を定める義務があることについて、当該作業の一部を関係請負人に請け負させるときは、一定の作業方法により当該作業を行うことを周知する必要があります。

改正規則の例

安衛則第608条第2項（屋内作業場のふく射熱からの保護）

鉛則第40条第2項（含鉛塗料のかき落としの作業）

特化則第20条（特定化学設備、付属設備を使用して作業を行う場合の作業規定）

高圧則第25条（高圧室内において発破作業を行った場合の措置（空気の状態が発破作業前になるまでの入室禁止等）

電離則第8条第7項（管理区域内の作業における線量の測定）

石綿則第13条第3項（石綿等の切断作業等においての湿潤化等の措置）

作業実施上の健康障害防止に係る規定

特定の作業実施時の保護具使用の必要性に関する周知

・特定の危険有害業務又は作業を行うときは労働者に必要な呼吸用保護具を着用させる義務があることについて、当該作業に従事する関係請負人に対して必要な呼吸用保護具を使用する必要があることを周知する必要があります。

保護具が必要な主な作業（例）

・暑熱・寒冷な作業場、多量の高熱物体、低温物体を取り扱う作業、有害光線にさらされる業務、ガス、上記、粉じんを発散する有害業務などにおける保護衣、保護メガネ、呼吸用保護具の着用（安衛則第593条第2項）

・局所排気装置、プッシュプルの設置が困難、または設置しない業務（発散面が広い、短時間の作業等）（有機則第3第2項3条）

・アーク溶接、手持ち式工具での裁断、屋外での研磨等の一定の粉じん作業における呼吸用保護具（粉じん則第27条、第2項、第4項）

・特定化学物質で皮膚障害を起こすおそれのある物の製造取り扱いにおいて保護衣、保護手袋、保護長靴（一定の物質は保護眼鏡も要）の着用（特化則第44条第2項、第4項）

・吹付石綿除去時の保護衣、呼吸用保護具（石綿則第10条第3項）

作業実施上の健康障害防止に係る規定

汚染の除去等に関する周知

・特定の危険有害業務又は作業について労働者が有害物に汚染されたときは、汚染の除去、医師の診察の受診の義務がありますが、当該作業に従事する関係請負人に対しても汚染の除去、医師による診察の受診が必要があることを周知する必要があります。

例

・タンク内の有機溶剤業務において身体が有機溶剤により著しく汚染されたとき及び作業終了時には直ちに身体を洗浄させ汚染を除去する必要があることの周知（有機則第26条第1項第4号）

・鉛業務に従事する期間又は鉛業務に従事しなくなってから４週間以内に腹部の疝痛、四肢の伸筋麻痺。知覚異常、蒼白、関節痛、筋肉通がの症状があるときは速やかに医師の診察を受ける必要があることの周知（鉛則第56条第2項）

・第一類、第二類の特定化学物質に汚染された場合に、速やかに身体の洗浄、汚染の除去を要することの周知（特化則第38条第3項）

・特定化学物質の漏洩において特定化学物質に汚染され又は特定化学物質を吸入したときは、遅滞なく医師の診察又は処置を受けなければならないことの周知（特化則第42条第3項）

場所に関わる健康障害の防止について

- **特定の場所への立ち入り禁止措置の対象**

事業者は危険有害な環境にある場所、特定の危険有害なものを取り扱う場所や危険有害な物が発生する恐れある場所に請負関係の有無に関わらず、労働者以外の者も含めて、必要がある者を除いた作業者の立ち入りを禁止し、その旨を見やすい箇所に掲示する必要があります。

立ち入り禁止対象場所の例

・多量の高温または低温物体を取り扱う場所、　著しく暑熱または寒冷な場所（安衛則第585条）

・タンク等の内部で有機溶剤の換気装置が故障する事故、有機溶剤等により汚染のために作業を中止した場所（有機則第27条第2項）

・有機溶剤の屋内貯蔵場所（有機則第35条第1項）

・特別有機溶剤（エチルベンゼン等）の貯蔵場所（特化則第25条第5項）

場所に関わる健康障害の防止について

- **事故発生時の退避対象の拡大**

事業者は労働者に健康被害の恐れのある特定の事故が発生したときは、請負関係の有無に関わらず労働者以外の者も含めて退避させる必要があります。

事故発生時の退避の例

- **第三類特定化学物質の漏洩**（特化則第23条第1項）
- **タンク等の内部で局所排気装置等の機能が故障により低下した場合、有機溶剤業務を行う場所が有機溶剤に汚染された場合**（有機則第27条第1項）
- **一定の事故の発生により、その事故によって受ける実効線量が１５ミリシーベルトを超える恐れがある区域**（電離則第42条）

- **喫煙および飲食の禁止対象の拡大**

事業者は特定の場所においては、請負関係の有無に関わらず労働者以外の者も含めて喫煙食を禁止し、その見やすい箇所に掲示する必要があります。

例：鉛業務、特定化学物質製造取扱業務、石綿作業

有害物の有害性を周知させるための掲示

- **有害物の有害性関する掲示による周知対象の拡大**

有害物の種類や人体に及ぼす有害性について労働者以外の者も含めて見やすい箇所に掲示しなければならないもの。　（有機則、特化則、石綿則関係）

- **有害物の有害性に関する掲示内容の見直し**

特定の有害物を取り扱う場所における掲示についてこれまで「有害物の人体に及ぼす作用」を「有害物により生ずる疾病の種類及びその症状」に改めることと「呼吸用保護具を使用しなければならい」旨を掲示すべき事項に追加。

- **有害物の有害性に関する掲示義務の対象拡大**

特定の有害物を取り扱う場所における危険有害性の掲示については有機則、特化則、石綿則に規定されていましたが、改正後の安衛則（ダイオキシン関係）、改正鉛則、改正四アルキル則、改正粉じん則にも同様の掲示を行う規定を設けた。

- **特定の場所における掲示等による必要事項の周知の対象拡大**

作業場所における装置故障時の連絡方法、事故発生時の応急措置等の必要事項は労働者以外の者も含めて見やすい箇所に掲示しなければならないもの。

同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員等契約関係は問わない）対しても以下の措置が義務付けられます

- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所についてその場所にいる労働者以外の人も立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人も見やすい箇所に掲示すること。

留意事項
重層請負の場合の措置義務者

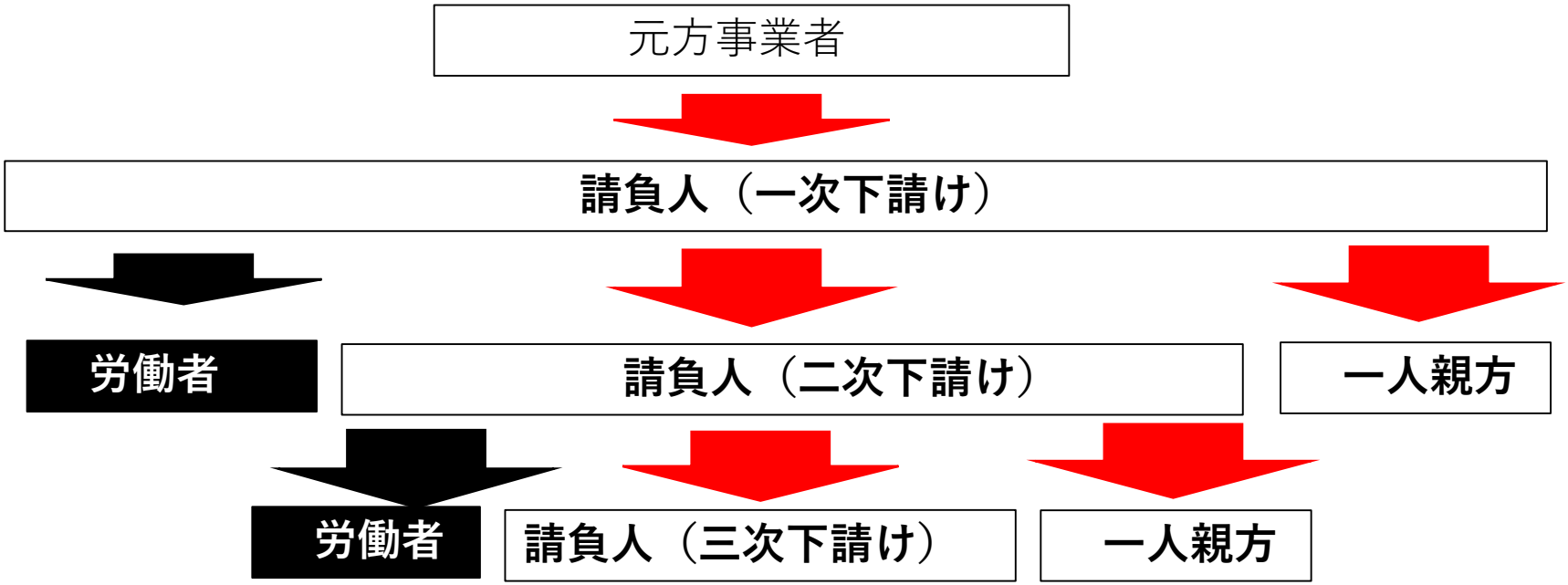

矢印は請負人に対する配慮義務や周知義務の対象者です。これらの周知義務は請負契約の相手方に対する義務です。**赤い矢印が新たに生じる措置義務者になります**。（一次下請事業者は二次下請け事業者に対して義務を負い三次下請け業者に対する義務は生じない。二次下請け業者は三次下請け業者に対して義務を負うもの）

留意事項

設備を稼働させることに関する配慮

・設備に関する配慮義務には事業者が設備を稼働させることのほか、請負人に対し、同人が当該設備を稼働させることの許可や事業者が当該設備の稼働について請負人に助言することなどが含まれます。

作業方法や保護具使用等、場所に関する周知の方法

・常時作業場の見やすい場所に掲示、または備えつける

・書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）

・磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずるものに記録した上で、各作業場所もこの記録を常時確認できる機器を設置する。

・口頭で伝える

・立入禁止等についてはロープや柵の設置、出入口施錠も方法

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人も立ち入り禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。